

福岡県スポーツ局検温サーモカメラ等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、検温サーモカメラセット（以下「カメラ等」という。）の貸出について必要な事項を定め、スポーツ大会やスポーツイベント（以下「イベント等」）の主催者に対しカメラ等を貸し出すことにより、県民が安心してイベント等に参加できる体制を整えることで、イベント等の開催を支援することを目的とする。

(配置・保管)

第2条 カメラ等は、人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課長が管理し、同課において保管する。

(貸出対象団体・事業)

第3条 カメラ等の貸出は、次表に従い行うこととする。

貸出対象団体（以下、「主催者」）	貸出対象事業	事業規模
(1) 県各所属	・スポーツ大会、スポーツイベント ・その他、スポーツ企画課長が必要と認めるもの	—
(2) 市町村 (3) 公益法人又はこれに準ずる団体 (4) スポーツ団体 (5) 「スポーツ局所管事務のうち、スポーツに関する各種行事の共催及び後援の承諾、賞状等の交付、役員就任の承諾並びにパンフレット等に掲載するあいさつ文交付に関する事務処理要領」による共催又は後援の承諾を受けているイベント等を主催する団体	・スポーツ大会、スポーツイベント	・参加者が <u>500人以上</u> 見込まれるもの

(貸出方法)

第4条 カメラ等の貸出方法は、別途「福岡県スポーツ局検温サーモカメラ等貸出要領」に定める。

(費用負担)

第5条 カメラ等の貸出は、無償とする。

2 貸出期間中におけるカメラ等の運搬及び維持管理等に要する経費は、主催者の負担とする。

(維持管理)

第6条 貸出を受けた主催者は、カメラ等を常に良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 主催者は、カメラ等を取扱説明書によって適切に管理すること。
- (2) 主催者は、カメラ等を処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) 主催者は、カメラ等を転貸し、又は譲渡しないこと。

(損害賠償)

第7条 主催者は、故意又は過失によりカメラ等を破損し、又は紛失した場合は、その現状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

- 2 貸出を受けた主催者の構成員又はカメラ等を使用した者の責に帰すべき理由により、他人の生命若しくは身体を害したとき又は他人の財産を滅失、破損若しくは汚損させたときは、主催者がその損害を賠償するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。